

令和元年11月28日

令和元年第4回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第 81 号	宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 82 号	宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	8
議案第 83 号	町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	10
議案第 84 号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	12
議案第 85 号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	14
議案第 86 号	宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	16
議案第 87 号	宮代町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	18
議案第 88 号	宮代町下水道条例の一部を改正する条例について	21
議案第 89 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	23
議案第 90 号	宮代町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について	25
議案第 91 号	宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	27
議案第 92 号	宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	29
議案第 93 号	指定管理者の指定について	31
議案第 94 号	指定管理者の指定について	32
議案第 95 号	宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	33
議案第 96 号	宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	34
議案第 97 号	工事請負契約の変更契約の締結について	35

議案番号	件名	頁
議案第 98 号	町道路線の認定について	36
議案第 99 号	令和元年度宮代町一般会計補正予算（第5号）について	37
議案第100号	令和元年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	38
議案第101号	令和元年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	39
議案第102号	令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	40
議案第103号	令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	41
議案第104号	令和元年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	42
議案第105号	令和元年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について	43

議案第 8 1 号

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく町職員の給与改定等を行うため、宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮代町職員の給与に関する条例（昭和30年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用 以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	148,500	195,000	220,600	251,700	285,400	319,600
	2	150,100	196,700	222,700	253,800	287,900	322,300
	3	151,700	198,400	224,800	255,900	290,400	325,000
	4	153,300	200,100	226,900	258,000	292,900	327,700
	5	155,000	201,900	229,200	260,000	295,400	330,300
	6	156,700	203,600	231,000	262,300	297,900	333,000
	7	158,400	205,400	232,800	264,600	300,400	335,700
	8	160,100	207,200	234,600	266,900	302,900	338,400
	9	161,700	208,700	236,200	269,000	303,800	341,000
	10	163,400	210,500	238,100	271,300	308,300	343,700
	11	165,100	212,200	240,000	273,600	311,000	346,400
	12	166,800	214,000	241,800	275,900	313,500	349,100
	13	168,300	215,600	243,600	278,200	316,100	351,800
	14	170,000	217,300	245,300	280,600	318,700	354,500
	15	171,700	219,000	247,100	283,000	321,300	357,200
	16	173,400	220,700	248,900	285,400	323,800	359,900
	17	175,100	222,300	250,800	287,600	326,300	362,500
	18	176,800	223,800	252,600	289,900	328,800	365,100
	19	178,500	225,400	254,600	292,200	331,100	367,700
	20	180,200	227,000	256,600	294,500	333,600	370,300
	21	181,900	228,600	258,700	296,600	336,000	373,000
	22	183,600	230,200	260,700	298,900	338,300	375,500
23	185,300	231,800	262,700	301,200	340,500	378,000	

24	187,000	233,500	264,700	303,500	342,900	380,500
25	188,800	235,000	267,300	305,900	345,100	383,100
26	190,500	236,600	269,400	308,200	347,300	385,400
27	192,200	238,200	271,500	310,500	349,400	387,700
28	193,900	239,500	273,700	312,800	351,600	390,000
29	195,400	241,000	275,700	315,100	353,700	392,200
30	197,200	242,600	277,600	317,400	355,800	394,200
31	199,000	244,100	279,600	319,700	357,800	396,200
32	200,800	245,600	281,500	322,000	360,000	398,200
33	202,400	247,000	283,400	324,200	362,100	400,300
34	204,100	248,400	285,500	326,500	364,000	402,200
35	205,800	249,900	287,500	328,800	365,600	404,100
36	207,500	251,300	289,600	331,100	367,500	406,400
37	209,100	252,900	291,600	333,700	369,300	408,100
38	210,800	254,500	293,600	335,900	371,100	409,800
39	212,500	256,000	295,500	338,100	372,900	411,500
40	214,200	257,600	297,500	340,500	374,700	413,400
41	215,900	259,300	299,600	343,200	376,800	415,000
42	217,500	260,900	301,600	345,200	378,500	416,700
43	219,100	262,400	303,600	347,400	380,300	418,400
44	220,700	264,000	305,600	349,600	381,900	420,100
45	222,400	265,500	307,500	351,800	383,700	421,800
46	223,900	267,100	309,500	353,800	385,300	423,200
47	225,400	268,700	311,400	355,800	386,800	424,600
48	226,900	270,200	313,400	357,800	388,300	425,900
49	228,300	271,800	315,200	359,600	389,700	427,400
50	229,800	273,500	317,000	361,300	391,200	428,700
51	231,300	275,100	318,900	363,000	392,600	430,000
52	232,800	276,800	320,800	364,700	393,900	431,300
53	234,400	278,500	322,500	366,100	394,900	432,400
54	235,700	280,100	324,200	367,800	396,300	433,400
55	237,000	281,700	325,900	369,500	397,500	434,400
56	238,300	283,300	327,600	371,200	398,600	435,400

57	239,700	285,000	329,300	372,800	399,600	436,400
58	241,100	286,500	331,000	374,400	400,800	437,300
59	242,500	288,100	332,700	376,000	401,900	438,200
60	243,900	289,700	334,400	377,600	402,900	439,100
61	245,100	291,100	335,900	379,100	403,900	439,900
62	246,400	292,400	337,500	380,600	404,900	440,700
63	247,700	293,700	339,100	382,000	405,800	441,500
64	248,900	294,900	340,700	383,500	406,600	442,300
65	250,000	296,100	342,200	384,800	407,600	442,900
66	251,400	297,500	343,700	386,100	408,200	443,500
67	252,800	298,900	345,200	387,400	409,200	444,100
68	254,200	300,300	346,700	388,700	409,900	444,400
69	255,500	301,500	348,200	390,000	410,500	445,100
70	256,900	302,900	349,700	391,200	411,000	445,600
71	258,300	304,100	351,200	392,200	411,900	446,100
72	259,700	305,500	352,700	393,400	412,500	446,600
73	261,100	306,300	353,900	394,500	412,900	447,000
74	262,500	307,600	355,000	395,500	413,500	447,400
75	263,900	308,900	356,100	396,500	414,100	447,800
76	265,300	310,200	357,200	397,500	414,700	448,200
77	266,500	311,400	358,200	398,400	414,900	448,700
78	267,800	312,600	359,300	399,200	415,200	449,000
79	269,100	313,800	360,400	400,000	415,800	449,300
80	270,400	315,000	361,500	400,800	416,300	449,600
81	271,600	316,100	362,600	401,700	416,800	450,000
82	272,900	317,200	363,600	402,500	417,300	450,200
83	274,200	318,300	364,600	403,300	417,800	450,300
84	275,500	319,400	365,600	404,100	418,300	450,400
85	276,700	320,300	366,400	404,700	418,800	450,700
86	277,900	321,300	367,200	405,200	419,300	450,900
87	279,100	322,300	368,000	405,700	420,100	451,100
88	280,300	323,300	368,800	406,200	420,600	451,300
89	281,400	324,100	369,600	406,800	421,100	451,500
90	282,300	325,000	370,300	407,200	421,400	451,600

91	283,200	325,800	370,900	407,500	421,900	451,700
92	284,100	326,700	371,600	407,900	422,400	451,800
93	285,000	327,400	372,200	408,300	422,900	452,000
94	285,600	328,100	372,800	408,700	423,300	452,100
95	286,200	328,800	373,400	409,100	423,700	452,200
96	286,800	329,500	374,000	409,500	424,200	452,300
97	287,500	330,100	374,500	409,600	424,600	452,400
98	288,100	330,800	374,900	409,800	425,000	452,500
99	288,700	331,500	375,400	410,100	425,200	452,600
100	289,300	332,200	375,900	410,400	425,600	452,700
101	289,800	332,700	376,200	410,600	426,000	452,800
102	290,300	333,200	376,600	411,000	426,400	452,900
103	290,800	333,700	377,000	411,400	426,800	453,000
104	291,300	334,200	377,400	411,800	427,100	453,100
105	291,700	334,700	377,900	412,100	427,500	453,200
106	292,100	335,100	378,200	412,400	427,900	453,300
107	292,500	335,500	378,500	412,800	428,300	453,400
108	292,900	335,900	378,800	413,200	428,700	453,500
109	293,100	336,300	379,000	413,400	429,100	453,600
110	293,400	336,700	379,300	413,700	429,500	453,700
111	293,700	337,000	379,600	414,000	429,900	453,800
112	294,000	337,400	379,900	414,400	430,300	453,900
113	294,100	337,600	380,200	414,600	430,700	454,000
114	294,400	338,000	380,500	414,800	430,900	
115	294,700	338,400	380,800	415,000	431,200	
116	295,000	338,800	381,100	415,500	431,500	
117	294,900	339,000	381,200	415,800	431,800	
118	295,100	339,400	381,500	416,100	432,100	
119	295,300	339,800	381,800	416,400	432,400	
120	295,500	340,200	382,000	416,600	432,700	
121	295,800	340,400	382,100	416,700	433,000	
122	296,100	340,700	382,400	416,900		
123	296,400	341,000	382,700	417,100		
124	296,700	341,300	383,000	417,300		

	125	296,800	341,600	383,100	417,400		
	126	297,000	341,900	383,300	417,500		
	127	297,200	342,200	383,500	417,600		
	128	297,400	342,500	383,700	417,700		
	129	297,600	342,700	383,800	417,800		
	130		343,000	384,000			
	131		343,100	384,200			
	132		343,400	384,400			
	133		343,500	384,500			
	134		343,800	384,600			
	135		344,100	384,700			
	136		344,400	384,800			
	137		344,500	384,900			
	138		344,700				
	139		344,900				
	140		345,100				
	141		345,200				
	142		345,500				
	143		345,800				
	144		346,100				
	145		346,200				
再任用 職員		215,200	255,200	274,600	289,700	314,700	356,800

第2条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第18条の3第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項及び第

5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の宮代町職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮代町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

4 第2条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同項の規定による改正前の宮代町職員の給与に関する条例第9条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の宮代町職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。)第9条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与条例第9条の3第1項に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与条例第9条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、町規則で定める。

(町規則への委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

議案第 8 2 号

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合の改定を行うため、宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第1条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。

第2条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 83 号

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年 11 月 28 日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、町長及び副町長の期末手当の支給割合の改定を行うため、町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町長及び副町長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。

第2条 町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の町長及び副町長の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の町長及び副町長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 8 4 号

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、教育委員会教育長の期末手当の支給割合の改定を行うため、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 85 号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年 11 月 28 日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、一般職の任期付職員の給与改定を行うため、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年宮代町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「374,000」を「375,000」に改める。

第9条第2項中「「100分の167.5」」を、「6月に支給する場合には「100分の167.5」、12月に支給する場合には「100分の172.5」」に改める。

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「6月に支給する場合には「100分の167.5」、12月に支給する場合には「100分の172.5」」を「「100分の170」」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（町規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

議案第 86 号

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年 11 月 28 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宮代町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 87 号

宮代町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年 11 月 28 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、宮代町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮代町水道事業の設置等に関する条例（昭和41年宮代町条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名中「宮代町水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第1条の見出し中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条に次の1項を加える。

2 下水を排除し、又は処理するため、公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

第7条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第4条とする。

第2条を削り、第1条の次に次の2条を加える。

（法の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

（経営の基本）

第3条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の経営規模は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）給水区域は、宮代町の区域内とする。

（2）給水人口は、4万6,100人とする。

（3）1日最大給水量は、2万2,600立方メートルとする。

3 下水道事業の経営規模は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）公共下水道事業

ア 排水区域面積は、353.4ヘクタールとする。

イ 排水人口は、2万2,950人とする。

ウ 1日最大処理水量は、1万610立方メートルとする。

（2）農業集落排水事業

ア 排水区域面積は、34.1ヘクタールとする。

イ 排水人口は、1,350人とする。

ウ 1日最大処理水量は、446立方メートルとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(宮代町公共下水道事業特別会計条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 宮代町公共下水道事業特別会計条例(昭和62年宮代町条例第9号)

(2) 宮代町下水道施設の設置に関する条例(平成5年宮代町条例第4号)

(3) 宮代町農業集落排水事業特別会計条例(平成10年宮代町条例第3号)

議案第 88 号

宮代町下水道条例の一部を改正する条例について

宮代町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年 11 月 28 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、宮代町下水道条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町下水道条例の一部を改正する条例

宮代町下水道条例(平成4年宮代町条例第19号)の一部を次のように改正する。
第25条第1項を次のように改める。

町長は、次の表に定めるところにより、手数料を徴収するものとする。

手数料の区分	単 位	金 額
1 指定工事店の指定	1件につき	30,000円
2 指定工事店の継続指定	1件につき	6,000円
3 責任技術者の登録	1件につき	10,000円
4 責任技術者の継続登録	1件につき	2,000円
5 排水放流承認書の交付	1件につき	300円
6 境界確認証明書の交付	1件につき	300円
7 下水道台帳図の写し等の交付	1枚につき	200円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 89 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年 11 月 28 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年宮代町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第90号

宮代町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

宮代町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年11月28日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

保育所利用児童数の増加に伴う定員の適正化を図るため、宮代町保育所設置及び管理条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

宮代町保育所設置及び管理条例（昭和50年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

名 称	定 員	位 置
みやしろ保育園	120人	宮代町大字須賀177番地
国納保育園	120人	宮代町大字国納102番地1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第91号

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年11月28日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

公設学童保育所の新設及び公設公営の学童保育所の指定管理者制度導入等に伴い、宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例（平成17年宮代町条例第26号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名 称	位 置	定 員
かしの木児童クラブ	宮代町字西原261番地	120人
いちょうの木児童クラブ	宮代町百間五丁目8番48号	70人
いちょうの木児童クラブ分室	宮代町百間四丁目11番17号 深井ビル内	30人
ふじ児童クラブ	宮代町字百間1105番地12	160人
かえで第一児童クラブ	宮代町大字須賀1426番地1	45人
かえで第二児童クラブ	宮代町大字須賀1425番地1	35人

第5条の見出し中「行う業務」を「行うことができる業務」に改め、同条第1項中「指定管理者は、」を「町長は、指定管理者に」に、「行うものとする」を「行わせることができる」に改める。

第6条第1項第1号及び第3号中「金曜日」の次に「まで」を加え、「午後6時30分」を「午後7時」に改め、同条第2項中「一時的に」を削る。

第10条第4項中「指定管理者が」を「町長は、指定管理者が」に、「保育料については」を「保育料について」に、「収受させるものとする」を「収受させることができる」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 9 2 号

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例について

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平
成 3 1 年厚生労働省令第 5 0 号）が施行されたことに伴い、宮代町放課後児童健全
育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法
第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年
宮代町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第6
7号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第2項中「平成32年」を「令和2年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第93号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
かしの木児童クラブ	宮代町字西原261番地
いちょうの木児童クラブ	宮代町百間五丁目8番48号
いちょうの木児童クラブ分室	宮代町百間四丁目11番17号 深井ビル内
ふじ児童クラブ	宮代町字百間1105番地12

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 株式会社 アンフィニ

団体の所在地 茨城県つくばみらい市板橋1812番地16

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月28日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

宮代町学童保育所の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第94号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	施 設 の 所 在 地
宮代町新しい村	宮代町字山崎777番地1

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 株式会社 新しい村

団体の所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎777番地1

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年11月28日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

宮代町新しい村の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第95号

宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町教育委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 山 田 鋭 生
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和元年11月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに山田鋭生氏を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第96号

宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を宮代町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 横 手 敏 夫
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和元年11月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現固定資産評価審査委員会の委員である横手敏夫氏を引き続き委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第97号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | ふじ児童クラブ建設工事 |
| 2 | 施 工 箇 所 | 笠原小学校地内 |
| 3 | 履 行 期 限 | 変更前 令和2年2月28日
変更後 令和2年3月31日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 1億4,080万円 |
| 5 | 請 負 業 者 | 埼玉県南埼玉郡宮代町字東107番地
金子建設株式会社
代表取締役 金子 繁 子 |

令和元年11月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

ふじ児童クラブ建設工事の履行期限を変更する必要があるため、工事請負契約の変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第98号

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定することについて、議決を求める。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
第1648号線	宮代町字百間1016番3地先	
	宮代町字百間1016番1地先	

令和元年11月28日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

笠原排水機場の管理用道路を町道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第99号

令和元年度宮代町一般会計補正予算（第5号）について

令和元年度宮代町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和元年11月28日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

ふるさと納税の増、職員の給与改定、事業実績の確定による国県支出金の返還及び個人番号カード専用受付窓口設置費用の追加等に伴い、令和元年度宮代町一般会計予算に6,546万5,000円を追加し、総額を106億9,242万5,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第100号

令和元年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和元年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和元年11月28日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定等に伴い、令和元年度宮代町国民健康保険特別会計予算に9万9,000円を追加し、総額を39億5,534万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第101号

令和元年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和元年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和元年11月28日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定及び国庫補助金の交付等に伴い、令和元年度宮代町介護保険特別会計予算に113万5,000円を追加し、総額を32億2,466万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第102号

令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和元年11月28日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定等に伴い、令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に4万7,000円を追加し、総額を4億9,702万4,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第103号

令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和元年11月28日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定等に伴い、令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計予算に3万5,000円を追加し、総額を10億1,336万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第104号

令和元年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

令和元年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和元年11月28日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定等に伴い、令和元年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算に3万1,000円を追加し、総額を5,980万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第105号

令和元年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について

令和元年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和元年11月28日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定等に伴い、令和元年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち、営業費用に3万8,000円を追加し、総額を7億6,305万5,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。